

市報第19号

令和6年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度横浜市下水道事業会計予算、令和6年度横浜市埋立事業会計予算、令和6年度横浜市水道事業会計予算、令和6年度横浜市工業用水道事業会計予算、令和6年度横浜市自動車事業会計予算及び令和6年度横浜市高速鉄道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を次のように報告する。

令和7年9月9日

横浜市 長 山 中 竹 春

令和 6 年度横浜市下水道

地方公営企業法第26条第 1 項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 下水道事業 資本的支出			円 82,813,579,520	円 50,893,678,906	円 26,904,794,925
	1 建設改良費		82,813,579,520	50,893,678,906	26,904,794,925
		下水道整備事業	82,813,579,520	50,893,678,906	26,904,794,925

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	繰 越 工 事 資 金	建 設 改 良 積 立 金 等			
円 655,000,000	円 7,383,725,000	円 15,393,000,000	円 3,473,069,925	円 5,015,105,689	円 -	
655,000,000	7,383,725,000	15,393,000,000	3,473,069,925	5,015,105,689	-	
655,000,000	7,383,725,000	15,393,000,000	3,473,069,925	5,015,105,689	-	主として、資材納入が遅延したため

令和 6 年度横浜市埋立

地方公営企業法第26条第 1 項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 資本的支出			円 517,444,600	円 257,173,455	円 146,840,980
	1 埋立事業費		517,444,600	257,173,455	146,840,980
		南本牧埋立事業	517,444,600	257,173,455	146,840,980

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	明 説
損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円 146,840,980	円 113,430,165	円 -	
146,840,980	113,430,165	-	
146,840,980	113,430,165	-	主として、先行工事の遅れに伴い工事が遅延したため

令和 6 年度横浜市水道

地方公営企業法第26条第 1 項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
水道事業 1 資本的支出			円 51,932,181,000	円 38,188,083,930	円 12,223,820,000
	1 建設改良費		51,932,181,000	38,188,083,930	12,223,820,000
		配水管整備事業	28,281,000,000	23,054,593,626	4,650,653,000
		基幹施設整備事業	22,601,292,000	14,266,464,384	7,491,775,000
		その他の 建設改良工事	1,049,889,000	867,025,920	81,392,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国 庫 補 助 金	分 担 金 及 び 負 担 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円 3,571,000,000	円 2,347,289,000	円 162,149,000	円 6,143,382,000	円 1,520,277,070	円 -	
3,571,000,000	2,347,289,000	162,149,000	6,143,382,000	1,520,277,070	-	
3,102,000,000	80,000,000	138,251,000	1,330,402,000	575,753,374	-	主として、関係機関との調整に日時を要したため
469,000,000	2,267,289,000	2,307,000	4,753,179,000	843,052,616	-	主として、工法の調整に日時を要したため
-	-	21,591,000	59,801,000	101,471,080	-	主として、関連工事との調整に日時を要したため

令和 6 年度横浜市工業用水道

地方公営企業法第26条第 1 項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
工業用水 1 資本的支出			円 3,134,703,000	円 297,325,995	円 2,527,000,000
	1 建設改良費		3,134,703,000	297,325,995	2,527,000,000
		工業用水道 施設整備事業	3,134,703,000	297,325,995	2,527,000,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	国 庫 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
円 1,469,000,000	円 240,700,000	円 817,300,000	円 310,377,005	円 -	
1,469,000,000	240,700,000	817,300,000	310,377,005	-	
1,469,000,000	240,700,000	817,300,000	310,377,005	-	主として、湧水対策に 日時を要したため

令和 6 年度横浜市自動車

地方公営企業法第26条第 1 項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 自動車事業 資本的支出			円 3,456,321,000	円 508,223,994	円 2,042,118,391
	1 建設改良費		3,456,321,000	508,223,994	2,042,118,391
		自動車改良事業	3,456,321,000	508,223,994	2,042,118,391

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	建 設 改 良 費 等			
円 1,832,820,391	円 209,298,000	円 905,978,615	円 -	
1,832,820,391	209,298,000	905,978,615	-	
1,832,820,391	209,298,000	905,978,615	-	主として、仕様の調整に日時を要したため

令和 6 年度横浜市高速鉄道

地方公営企業法第26条第 1 項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 高速鉄道事業 資本的支出			円 18,014,238,343	円 15,319,596,070	円 1,427,315,586
	1 建設改良費		18,014,238,343	15,319,596,070	1,427,315,586
		高速鉄道改良事業	18,014,238,343	15,319,596,070	1,427,315,586

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
企 業 債	一 般 会 計 出 資 金	国 庫 補 助 金	一 般 会 計 補 助 金			
円 1,044,055,083	円 285,463,117	円 46,325,078	円 51,472,308	円 1,267,326,687	円 -	
1,044,055,083	285,463,117	46,325,078	51,472,308	1,267,326,687	-	
1,044,055,083	285,463,117	46,325,078	51,472,308	1,267,326,687	-	主として、資材納入が遅延したため

参 考

地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。